|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 修正後（「素案」概要） | 修正前（「たたき台」概要）資料１-２ |
| （見出し） | 運営方針（素案）の概要（Ｈ29.10現在）：大阪府・市町村国保広域化調整会議 | 運営方針（たたき台）の概要（Ｈ29.８現在）：大阪府・市町村国保広域化調整会議 |
| Ⅱ　府における国保制度の運営に関する基本的な考え方 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本認識 | ○社会保険制度としての国保は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、権限・財源・責任を国において一元的に担うことが本来の姿○今回の改革は、将来にわたる安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点 | **持続可能な****制度の構築****ｵｰﾙ大阪で****広域化** |
|  |  |
| 視点 | 「大阪府で一つの国保」の考え方の下、○被保険者間の受益と負担の公平性の確保○健康づくり・医療費適正化取組の推進○保険財政の安定的運営○事業運営の広域化・効率化 |

 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本認識 | ○社会保険制度としての国保は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、権限・財源・責任を国において一元的に担うことが本来の姿○今回の改革は、将来にわたる安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点 | **持続可能な****制度の構築****ｵｰﾙ大阪で****広域化** |
|  |  |
| 視点 | 「大阪府で一つの国保」の考え方の下、○被保険者の受益と負担の公平性の確保○健康づくり・医療費適正化取組の推進○保険財政の安定的運営○事業運営の広域化・効率化 |

 |
| ＜運営方針に盛り込む二本柱＞ | 同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料となるよう、保険料率を統一【府内統一基準】○保険料（｢保険料･税区分｣｢賦課方式｣｢賦課割合｣｢賦課限度額｣｢保険料率｣　等）○保険料及び一部負担金の減免基準　　等【統一時期】平成30年4月1日(6年間の激変緩和措置期間を設ける) | **被保険者の負担の公平化をめざす****被保険者間の負担の公平化をめざす**同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料となるよう、保険料率を統一【府内統一基準】○保険料（｢保険料･税区分｣｢賦課方式｣｢賦課割合｣｢賦課限度額｣｢保険料率｣　等）○保険料及び一部負担金の減免基準　　等【統一時期】平成30年4月1日(6年間の激変緩和措置期間を設ける) |
|  | ○保険者努力支援制度等を活用し、健康づくり事業や医療費適正化などに取り組む市町村を重点的に支援○被保険者自身による健康づくり・疾病予防のための取組推進【具体的な支援取組内容】○特定健診・特定保健指導の充実と受診率・実施率向上○健康マイレージ事業の実施○後発医薬品の使用割合の向上　　　　　等 | 保険者努力支援制度等を活用し、健康づくり事業や医療費適正化などに取り組む市町村を重点的に支援【具体的な支援取組内容】○特定健診・特定保健指導の充実と受診率向上○健康マイレージ事業の実施○後発医薬品の使用割合の向上　　　　　等**健康づくり･医療費適正化へのｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞの強化****健康づくり･医療費適正化へのｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞの強化** |
| Ⅳ　市町村における保険料の標準的な算定方法 | ○（略）○保険料の算定方式は３方式（所得割・均等割・平等割）※介護納付金分保険料は２方式（所得割・均等割）とすることを協議中○均等割と平等割の割合は60：40　※多子世帯等の負担軽減の観点から、割合変更について協議中○激変緩和措置期間は６年間 | ○（略）○保険料の算定方式は３方式（所得割・均等割・平等割）※介護納付金分保険料は２方式（所得割・均等割）とすることを協議中○均等割と平等割の割合は70：30　※多子世帯等の負担軽減の観点から、割合変更について協議中 |
| Ⅶ　医療費の適正化の取組 | ○健康づくり・医療費適正化に対するインセンティブ方策として、市町村の実績と取組の両面から市町村を評価する仕組みを構築○（略）○（略）○被保険者の疾病予防・健康づくりのインセンティブとなる仕組みの検討 | ○健康づくり・医療費適正化に対するインセンティブ方策として、市町村の実績と取組の両面から評価する仕組みを構築○（略）○（略） |
| Ⅷ　市町村が担う事務の広域的・効率的な運営の推進 | ○被保険者証の様式・更新時期・有効期間等の統一、一斉更新事務の共同実施 | ○被保険者証様式の統一、一斉更新事務の共同実施 |